

浄水薬品仕様書

(総則)

第1条 納入者が納入する浄水用薬品（三芳水道企業団（以下「企業団」という。）が浄水処理に使用する薬品をいう。以下同じ。）の仕様等については、契約書に定めることのほか、この仕様書の定めるところによる。

(対象となる薬品)

第2条 本仕様書を適用する浄水用薬品は、次に掲げる薬品とする。

(1)次亜塩素酸ナトリウム（有効塩素 6%）

(品質及び規格)

第3条 浄水用薬品は、「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）」（以下「施設基準」という。参考1）に適合したものでなければならない。

2 納入者は、契約時に施設基準に適合することを証明する分析報告書を提出するものとする。また、契約期間内において浄水用薬品に係る新たな分析を行った場合は、分析報告書を速やかに企業団に提出しなければならない。

3 浄水用薬品の規格に関しては、別紙「規格概要書」のとおりとする。

(納入時の検査)

第4条 企業団は、納入の都度、次に掲げる浄水用薬品の検査を行うものとし、納入者は、当該検査を行うために必要な試料（500～1,000ml）を無償で提供するものとする。

(1)外観検査

(2)比重検査

(3)異物の有無

2 納入者は、前項の検査により浄水用薬品の品質が不適と判断された場合は、当該浄水用薬品を納入することができない。

3 納入者は、前項の規定により浄水用薬品を納入することができなくなったときは、直ちに新たな浄水用薬品の納入のための措置をとらなければならない。この場合において、不適と判断された浄水用薬品の回収に要する費用及び新たな浄水用薬品の納入に要する費用はいずれも納入者の負担とする。

(不定期の検査)

第5条 企業団は、必要と認めたときは浄水薬品が施設基準に適合しているかどうかの検査を行うことができるものとし、納入者は、企業団に対し、第4条に定める必要な試料を第4条の検査とは別に無償で提供するものとする。

2 前項の検査は、1年につき2回を超えて行わないものとする。ただし、当該検査の結果が、施設基準に不適合であったときは、この限りではない。

3 納入者は、第1項の検査の結果が、施設基準に不適合であったときは、直ちに納入した浄水薬品の回収を行い、新たな浄水用薬品の納入のための措置をとらなければならない。この場合において、納入者が、回収する浄水用薬品の量は、納入した薬品から企業団が消費した量を差し引いた量とし、当該回収に要する費用及び新たな浄水用薬品の納入に要する費用は、いずれも納入者の負担とする。

4 納入者は、施設基準に不適合な浄水用薬品を起因として企業団に損害が生じた場合

は、その損害の範囲内で賠償責任を負うものとする。

(品質管理)

第6条 浄水用薬品の品質管理は、所有権移転が完了するまで納入者が行うものとする。

(納入及び納期)

第7条 納入者は、浄水用薬品の納入に当たっては、企業団の指定する場所・日時及び数量により適切な方法で納入するものとし、納入者の責めに帰す事由により、企業団に損害を与えた場合は、その損害に対し賠償責任を負うものとする。

(提出書類)

第8条 納入者は、納入の都度次に掲げる書類を提出するものとする。

(1)計量票

(2)納品書

(3)納入品分析表

2 企業団は、第4条又は第5条の規定による検査の結果、浄水用薬品が不適と判断したときは、必要に応じて前項に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができるものとし、納入者は、可能な範囲において誠実にこれに応ずるものとする。

(計量)

第9条 計量器は、計量法に基づく計量証明事業者の計量証明を受けたものとし、証明に係る費用は、納入者が負担するものとする。

(運搬車)

第10条 納入者が使用する運搬車は、各種水道用薬品のうち一種類の輸送のみに限定された車両を使用し、コンプレッサー設備を備えた方式のものとする。

2 納入者は、運搬車へ浄水用薬品を積込む際は、運搬車のタンク内に異物が無いことを確認するものとし、タンク内の浄水用薬品に異常があった場合は、タンク内の洗浄等必要な措置を行うものとする。

(補則)

第11条 納入された薬品の注入後、浄水処理不良等の異常が企業団より報告された場合は速やかに製品調査を行い企業団に報告を行うものとする。なおこの対応に係る費用については企業団と納入者の協議により決定する。

第12条 本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に記載のない事項が生じた場合は、企業団と納入者の協議のうえ定めるものとする。